

消費者教育の取り組みについて

消費者教育の推進に関する法律の概要

		国と地方の責務と実施事項	
		国	地方公共団体
目的(第1条)		責務(第4条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与 		<p>消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施</p>	
定義(第2条)		責務(第5条)	
<p>『消費者教育』</p> <p>消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動 (消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)</p>		<p>団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)</p>	
『消費者市民社会』		財政上の措置(第8条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重 ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚 ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画 		<p>推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)</p>	
基本理念(第3条)		基本方針(第9条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等 	
体系的推進		消費者教育推進会議(第19条)	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 		<p>消費者庁に設置(いわゆる8条機関)</p> <p>①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に意見</p>	
効果的推進		<p>委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携 		消費者教育推進地域協議会(第20条)	
		<p>都道府県・市町村が組織(努力義務)</p> <p>①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に意見</p>	
消費者団体(努力義務)(第6条)		義務付け(国・地方)	
<ul style="list-style-type: none"> ～自主的活動・協力 		努力義務(国および地方)	
事業者・事業者団体(努力義務)		<ul style="list-style-type: none"> ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条) 	
<ul style="list-style-type: none"> ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条) 		<ul style="list-style-type: none"> ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条) 	

※施行日:平成24年12月13日(公布日:平成24年8月22日)

○ 消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日 閣議決定
(平成30年3月20日 変更)

概要 平成30年度～34年度の5年間を対象

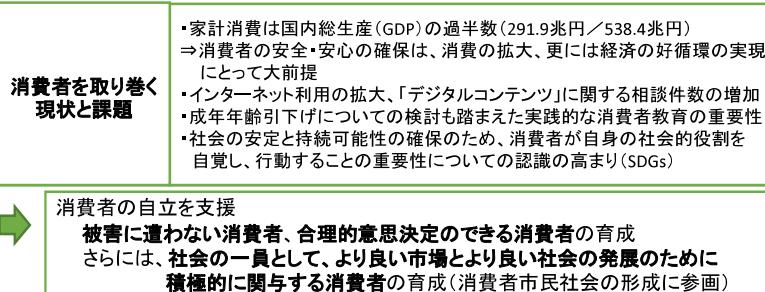
- 基本方針＝消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)第9条の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。
- 基本方針の位置付け＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するためには、消費者教育を体系的・総合的に推進することが必要
⇒幅広い担い手(国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身)にとっての指針
- 手段＝幅広い担い手の支援・育成、担い手間の連携、情報共有の促進

当面の重点事項

- 若年者の消費者教育
- 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

※具体的に推進する施策は、赤枠箇所

I 消費者教育の推進の意義



II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進のための取組の方向



消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行なうべき

- ・**ライフステージに応じた様々な教育の場**(学校、地域、家庭、職域等)を活用して効果的に消費者教育を行う
⇒それぞれのライフステージにおける消費者教育のイメージが様々な主体において共有されることが重要
- ・**消費者の特性**(年齢のほか、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など)に配慮し、対象に応じた消費者教育の方法や内容を工夫
⇒例えば、高等学校段階までに契約などについての実践的な消費者教育を行う、要支援者に対する教育については本人だけでなくその支援者への働き掛けを行う、など

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等

地域における多様な主体間のネットワーク化
(結節点としての消費者教育推進地域協議会)

○他の消費生活に関連する教育との連携推進

(環境教育・食育・金融経済教育・法教育・主権者教育等)

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

学校	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・学習指導要領に基づく実践的な教育を推進 ・その着実な実施について周知・徹底	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) 教職員の指導力向上が必要 :教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ⇒実態把握と必要な情報提供 :国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進
地域社会	(大学・専門学校等) 自立した社会人としての育成のため消費者教育に関する科目等の開設に期待 ⇒特色ある取組事例や課題等の情報提供・啓発	(大学・専門学校等) ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進
職域	・消費生活センターの拠点化 ・社会教育施設等の活用 ・国からは情報提供等の支援 ・見守りネットワーク構築の促進、その活用による消費者教育の実施	・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・担い手育成拠点としての国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の活用

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現



IV 関連する他の消費者施策との連携

- 食品と放射能に関する理解増進
- 事故・トラブル情報の迅速的確かな分析・原因究明
- 食品表示の理解増進

V 今後の消費者教育の計画的な推進